

戦後金融・財政政策の問題點

西 村 紀 三 郎

序 論

この一、二年、多くの人々によつて、多くの部面について經濟の正常化が論ぜられ、政府も諸施策の中でその實行の努力を示して來ている。このことは現状が正常な状態ではないという一般的な認識が前提となつており、また現状を正常なものにすることが必要であるという判断が前提となつてゐる。どのような状態が正常かということは人々によつて異つてゐるようである。それだけに、この正常化の方法についても意見の差は大きい。しかし正常化すべき日本の經濟社會は一つであるから、何を正常と考え、正常化のために如何な方策を求めようとも、その対象となる日本の經濟の的確な認識は大前提として必要なのである。そして正常化のための諸施策は政策として出て来なければならないから、その政策を行なう對象としての日本の經濟を的確に知る必要がある。それにもかかわらず、正常化すべき日本の經濟を考えながら、これま

での日本の經濟が何故正常でないものとして發展して來たのかという點の理解は十分に行われてゐるとは言い難い。

正常化を考えるについて、何故現状の理解だけでその方策を見出すことが困難であり、これまでの經濟の歩み、ことに政策の歩みを的確に理解することが必要であるかというのは、現状と正常状態との直線的結合による方策の主張が通常の方法としてあらわれ、それは時として當面の目標となる對象、條件のみの理解として主張されることが多く、經濟の問題は相互に關連するものが非常に多く複雑であるという點の配慮を缺くからである。歴史の事實は、これまでの多くの政策がこの配慮を缺いたためにどのような事態を導いたかといふことを豊富に物語つており、その事實の中に留意すべき多くの事項が含まれてゐる。そしてこの事項は必ずしも理解しやすいように提示されているとは言えない。政策の失敗は、失敗であるという事實として容認されてもその原因は十分に究明されていない。戦後十年餘の政策が正常な状態の實現の

努力をしなかつたのではない。にもかかわらず正常化がやかましく論じられるほどに現状は正常ではないのである。

また戦後十年餘のあとを顧ると、そこには數多くの政策の失敗と言えるものが見られる。しかしそれらの失敗が避け得たとしても、果していわゆる正常な經濟の發展が可能であつたかということを考えると、それは決してイエスと言えるものではない。實行可能な幾つかの政策の中のどれを探るべきであつたかということと、現状であれば採り得る政策が、それぞの時期では何故實行し得ないものであつたかということを正しく認識することは、日本の經濟がどのような條件下で發展して來たかを知るとともに、現在においてどのような條件が、どのような強さで日本の經濟の性格を規定し、正常化された將來像への條件としての枠を作つてゐるかを理解するに、不可缺の條件となるからである。そういう意味で、これまでの經濟の歩みの理解を缺いて經濟の正常化を論じ、その方策を立てても、それは現實的な政策とはなり得ないし、政策としての效果を求めることが困難となるであろうと言わざるを得ない。

過去の諸狀態が正常でなかつたということで、それが一概に誤りであつたと言えないと同様に、現状を直ちに正常なものに改めないとすることが誤りであるとも言えない。そしてさらにどのような點から正常化を進めるべきかということも

あわせて議論となり得よう。このような點は過去の諸問題の現實的な検討によつて初めて明らかにされるであろう。これまでの諸政策の現實的批判に基づいて、日本の經濟を現状からどのような過程を通してどのような正常化された將來像に導くかを考えて、初めて政策としての現實性と效果とが求め得るであろう。

以上のような理由から、これまでの諸政策を振りかえつて検討し、そこに正常化への現實的な問題點を求めてみたいと思う。そういう意圖からすれば、當然少くとも戦後十餘年の經濟について、一貫した態度で考察をして、それぞれの時期の問題の性格を明らかにし、問題相互の關連を十分に把握しなければならない。あまり問題にならなかつたことで極めて重要な基本問題があるし、問題として大いに騒がれたことで、その實どちらかと言えばそれほど基本的でない問題もあるので、特定の時期の特定の部門の問題に限定した考察では意味がうすいが、本稿では限定された把握にとどめざるを得ない。しかし、上述の考察意圖をなるべく生かす意味で、ド・ツジ・ライン以降の時期と朝鮮動亂後の時期とにおける金融・財政の諸問題について、金融を中心に考察しようと思う。

本論

一 ドッジ・ライン下の財政金融政策

について

ドッジ・ラインは戦後のインフレを収束し、一ドルリ三六〇圓の爲替レートを設定して、日本經濟の安定を實現したもののとしての特色を持つてゐる。安定は當然繼續的な發展につながるべきものである。發展を前提となし得ないものは安定政策とは言えない。ドッジ・ラインは安定化政策としては計畫されたが、それはその安定の基盤の上で發展し得る性格のものであり得たかどうか。それが本節の考察の要點である。そのため、考察は戦後のインフレの性格の把握から始まる。

(1) 戰後インフレの性格

今次大戰後の諸國の經濟復興・經濟發展の過程をみると、それは二つに分けることができるようと思われる。一つは通貨價値の安定を守つてそれを實現した國々の型であり、他の一つはある程度のインフレを容認しつつ、そのインフレの過程でそれを實現した國々の型である。望ましい姿としては前者の型であることは言うまでもないが、前者の政策を採らなかつたが故に誤りであつたと斷定することはできない。それは後の型によつた國々は、いずれの型によつても復興が可能

であるという條件下で後者を選んだというのではなく、前者の型によるには障害があまりにも大きいということから、後者の型を採ることになつたものが多いからである。

前者の型に屬するものとして、米・英・西獨があり、後者として日本を初め佛・伊をあげることができる。こう二つに分けても、西獨の場合は一九四八年までの約三年間は、はげしいインフレを經驗しており、通貨改革の後の發展過程でインフレ回避の政策を堅持したものである。英國については一九四九年九月にデヴァアリュエーシヨンを行なつてゐる。一方、日本の場合でもインフレ容認の政策は、二四年（一九四九年）のドッジ・ラインの實施で基本的には中止されている。

それで、戦後の十餘年について、すべての國をこの二つの型のいづれかに明確に區分できるわけではないが、この型がそれぞれの國の經濟構造を反映したものであつたという點で、この二つに區分してみることには意味がある。日本と同じようくインフレを經驗した國が多くあることを知るとともに、インフレがあつたからそれらの國の政策がすべて誤つていたとは斷定できないことを一言しておく必要がある。

ドッジ・ラインはインフレ収束の強力な政策としての特色を持つてゐる。戦後のインフレ収束はこの強力な施策によつて漸く實行されたが、ドッジ方式が最も妥當であつたかどうかということには議論の餘地がある。ドッジ公使だけが日本

のインフレ収束を考えたのではなく、彼の來日を前に日本に來たドレー・パー次官もインフレ収束の必要を主張していたし、政府もこれよりかなり前からその計畫を検討していた。インフレ収束の方法に差があつたのである。それは當時の日本の經濟の狀況、性格についての判断と經濟の安定後の發展像についての考え方の異りと言えるものであつた。ドレー・パー、ドッジの線は米國の立場から、あるいは米國を中心とした世界經濟の立場から日本經濟の安定を考えていたであろうし、政府の検討は日本の經濟を土臺として、その上で世界の經濟の動きを見ていたことは、その安定計畫の内容から推測できるし、また當然のことであつた。しかば戦後の日本經濟の復興はどのように進められて來ていたのであらうか。その中でインフレはどのような性格のものであつたろうか。

戦後のインフレの主要因は財政にある。復金インフレも廣義の財政インフレである。それ故にドッジ・ラインではこの財政インフレの停止を主眼としたのである。しかしこの財政インフレはドッジ・ライン以前に何時でも停止させ得るものであつたか、あるいは何としてでも停止させるべきであつたか、また停止させた場合にどういう問題が生じたであらうか等を考えると、財政インフレには多くの問題が織り込まれていると言わなければならぬ。

まず一一年二月の金融緊急措置についてみると、それが失

敗して、再度の通貨膨脹が始まつたのは、金融對策そのものの不手際とだけは言えない多くの問題がある。その背景を見ると、國內資源をあさり盡して、生產力が極度に低下したときに迎えた終戰時から幾月もたつていなかつたこと、政府の統制力が極度に落ちていたこと、賠償等の關係で戦後の經濟復興の方針が立ち難く、生產の再開が困難でもあつたこと、自給自足態勢で經濟の運營が進められたこと、駐留軍費が大きな財政負擔であつたこと、國民負擔は過重で増稅の餘地が乏しかつたこと等をあげることができる。このような條件下で、何故敢えて通貨措置をしたのかという問題は別の觀點から捉えなければならないが、ここでは經濟復興を促進しようとするかぎり、結局インフレは避け得なかつた事情を知ればよい。

極度に低下した國民生活水準下で、個人の自由な貯蓄によつたのでは復興資金が得られず、また基礎産業の生產低下が一般的な生產低下の基底にある狀況下では、財政資金による重點產業投資だけがその方策であつたと言わなければならぬ。そして當時の財政狀況は過重な國民負擔でようやく支えられていたのであつたから、それ以上の負擔増加は望み難かつた。この資金供給が多少インフレ手段に依存することは不可避と判断される。石橋財政に始まる傾斜生產方式は、そういう意味では正しかつた。しかし、具體的な施策として、資

金の効率的運用、インフレの可及的抑制という點ではなお多くの批判の餘地があつたと言えよう。それとともにこの方式を生かすための他の諸政策の協力が必要であつたが、この面では十分であつたとは決して言えない。それの方がより多くインフレを助長していくとも考えられる。いずれにせよ、ここでインフレ政策を探ることを決めたとき、このインフレを何時どのように収束するかの具體的プログラムは必要であつた。それがあつて初めてインフレの許容の限度が決定され、政策としての効果が明らかにされるからである。

この傾斜生産方式は米國の經濟援助で効果を高めた。二二年に入つてからの占領政策の轉換が、經濟援助の積極化となつて現われたのである。駐留軍費の減額も間接的な援助の一つであつた。二一年度には實質的に赤字があつた一般會計は、二二年度には赤字を消した。しかし財政インフレは事業會計の赤字、食糧會計の赤字、それと復金債の日銀引受による赤字によつていた。これらの財政の赤字は單に放漫の結果とは言えぬそれぞれの政策目的を持つていた。この赤字を解消することによつてその政策を放棄することが國民經濟、國民生活の觀點から好ましいものであつたかという點ではなお考慮の餘地が大きい。財政の赤字は常に何かの國民經濟問題のシワ寄せであつたからである。財政は赤字の要因として存していたが、原因は國民經濟自體の中にあつたのである。

二三年に入ると米國の援助はさらに積極化し、傾斜生産も漸次その效果をあらわし、生産は増加し、金融面でも好轉が著しく、復金債の市中消化も増大した。通貨の増大は續いたが、金融の背後にある經濟諸條件は急速調に好轉していた。

(2) 經濟復興計畫とドッジ・ライン

終戰後二三年までのインフレの性格の大要是上述のとおりであった。いろいろの問題はあつても、二三年に入つてからは、總じてインフレを悪性化させる要因はなかつたと言える。インフレをどう収束させるかの段階に入つていたと判断される状況であつた。程度の差はあつてもインフレが存續していることを前提とした經濟の動きが残つていることは決して好ましいものでないことは政府も十分承知していたし、部分的にはその抑制策を進めてもらつた。また政府部内的一部では、すでに二二年の末頃からインフレ収束の時期・方法を研究していた。しかしそのねらいは、インフレそのものを抑えようというだけでなく、如何に効果的に經濟の復興を進めるかという方策の一つとして考へられており、そこにこの計畫の特色があつた。

二三年の中頃にまとめられた經濟復興計畫では、現状では米國の經濟援助に頼らなければならぬことを認めていたが、いずれはこの援助のない條件で自立しなければならず、そのときには經濟運営に必要な輸入を確保することのできる

輸出力を持つていなければならぬとの前提から、この輸出力達成までの期間の輸出入の差を埋めるための援助を求めるとともに、その輸出力養成のための輸入を多く見積つて、當初の援助を多く求めるように考案されていた。そしてこの間の投資資金の調達に復金の活用が豫定され、輕微なインフレはしばらくは續くものと豫想していた。インフレの収束を速かに行うよりも、まず生産力の確保に主眼を置いたものであった。

この復興計畫について考慮すべき點は、インフレの停止の努力の稀薄さ、經濟の計畫としての考え方の甘さにあるといふことよりも、生産水準もかなり高まつて來ていた二三年の中頃に、なおこのような計畫を立てる必要があつたことにあら。それは二年の初めに通貨を安定させ、その安定下で經濟の發展が果して可能であつたかという問題にもつながるし、どのような低い水準においても經濟は安定しうるとの考え方に対する現實的批判である。一度高度に發展した體制下の經濟を、未發展以前の體制にもどすことなくして低水準で安定させることは、結局できないということを戰後の經濟の推移が示し、またこの計畫が示していくことができる。また、この二三年に經濟安定計畫が強行されたならば、その結果はどうなるかということは、それから約一年過ぎて生産水準も高まり、經濟諸條件が回復した二四年のドッジ・

ラインによる安定計畫の實行が、どのような結果をもたらしたものかを見ることによつて知ることができる。

(3) ドッジ・ラインと長期經濟安定

ドッジ・ラインの實施について第一に知つておく必要があるのは、既述のような政府の意圖とは別の觀點から安定を求めたものであるという點である。インフレが續いている日本の經濟の姿が不自然であることは、日本を外から眺める者の第一に氣づくことである。勿論何とはなしの觀察者として日本を見たのではなく、經濟安定の使命で來日したのであり、彼のこの使命は當然米國の政策の一環であつた。日本が自國の經濟を中心としてインフレ収束を考え、その時期・方法を撰ぶというのとは性格の異なるものであつたことは當然である。しかし、米國の立場から日本の經濟を安定させる方策を探ることは、米國の利益に合致するものであるはずであるが、日本が安定のための條件を十分に備えていなければ、それは事實上安定せず、それはまた米國自身の利益ともならない。

そういう點から考えると、ドッジの政策がどうしてでも日本經濟を安定させなければならないような何かの理由によつたものでないかぎり、安定策の強行は結局米國にとつても利益であつたとは考えられない。それはこの安定策の強行が社會混亂を引き起こしており、不必要的摩擦を多く作つてゐるからである。第三者的な立場の批判として、インフレは望ま

しくなく、一刻も早く収束すべしとの論ずるのであるならば、それも一つの考え方であると言えるが、具体的な、現實の政策として、何が何でもインフレは直ちに止めなければならぬとの主張の現われであつたとすれば、信念の強さはこれを認めるとしても、それは現實の政策として當を得たものとは言えない。それは問題が安定後の發展の成否と結びつくからである。安定策强行の緊急性をもし求めるとすれば、それはインフレが悪性化するおそれがあるときに限定される。それはこの强行による社會的摩擦よりもインフレの悪化による經濟の崩壊の方が根本事件であることによる。

經濟安定が發展に結びつくための要件は、國際經濟との交流で日本經濟の伸長を圖らなければならぬとする前提に立つかぎり、それはまず國際收支の均衡が確保できるか、あるいはその確保に近づきうるとの見通しの立つ場合でなければならぬ。インフレ政策さえとらなければ通貨價値は安定し、經濟は安定するとともに、國際經濟との自由な交流を進めれば國際收支は自動的に安定し、その安定條件に應じた外國爲替の比率が定まるところは、抽象化された原理としてはよいとしても、ようやく米國の援助で經濟が建ち直りを始めた狀態で、輸出が輸入の半分にも達せず、この輸入品に援助を與えて（價格差補給金）國民經濟を運營しているという條件下では、國際收支の均衡を求めるることは無理であつたと言わ

ざるを得ない。また國內金融の強度の引締めで輸出への壓力を掛けけるという方法を探るとしても、それは一時的效果は求め得ても、安定後の長期計畫を考える前提條件とすべきものではない。そして最後に安定策實施後の發展のための蓄積資金が得られる條件が備わらなければならぬものである。もしこのような條件が得られないとすれば、それはこれらの條件が得られる經濟體制を作りつつ、その中でインフレ處理の問題を考えなければならないはずである。

ドッジ政策はこれらの條件を決して無視したものではない。ドッジ・ラインの眞面目は輸出の増進にあつた。それは一ドルリ三六〇圓の外國爲替比率は、當時の物價で換算した比率より遙かに割安であつたことによつても知ることができ。當時爲替比率は二〇〇圓から三三〇圓の間に定まるであろうと豫想されていた。この圓安の決定はそれだけ輸出を容易にする條件を作つていたわけである。そして一方では二四年度豫算において一五六七億圓の收入超過を計畫し、デフレの壓力を掛け、輸出促進を側面援助したのであつた。この一五六七億圓という大きさは、日銀券の發行高が約三〇〇〇億圓であつたことを知れば、どの程度のものか容易に推測できるものと思う。

それにもかかわらず、二四年中の輸出は爲替比率決定後ほどんど増加せずに推移し、デフレ壓力下にあつての輸入は、輸

出に倍する水準で續いていた。勿論、このような結果については、上述の政策意圖とは別の惡條件が加えられたことも考慮しなければならないが、日本經濟の實情はドッジの意圖したものとは異つていたことをこれで知ることができる。

ドッジの意圖した竹馬經濟の二本足を切ることは、インフレ收束の總仕上げとして豫定されてはいたものの、國際收支のこのような條件下では、その促進は容易ではなかつた。二四年度豫算で二〇二二億圓も計上された價格調整費は、その後の補正豫算、次の二五年度豫算と、順を追つて削減されは行つたが、それはこの調整費を削つても經濟の運營に支障がないという判断から進められたものとは言えない状況下にあつた。この削減が一應事なく進み得たのは、二五年六月に朝鮮動亂が起つたからだとさえ言われている。この動亂によつて救われたのは、單に補給金を削られた産業に限定されない。ドッジのデフレ政策による壓力を受けた經濟全體であるとも言われた。動亂は價格差補給金という足の替りに、もつと強力な特需という鐵の足を日本經濟に與えることになつてしまつた。

動亂はドッジ・ラインの政策としての成否を明らかにすることを阻止したと言えよう。インフレの收束は二四年度の超均衡豫算では達成できないと判断され、二五年度豫算も同じく超均衡に組まれていた。そしてさらに金融面での引締策も

加えられることになつていたのであつた。この計畫の實施が、日本の經濟を長期に安定發展させる體制を作るものたり得たかを、動亂までの經濟の動きで見るとときは、然りと言うことを躊躇せざるを得ない。ドッジ政策の總てを失敗と言う意圖はないし、動亂の前に安定計畫があつたことは結果としてはよかつたと言えるが、しかし政策の當否はこのような偶然的な結果によつて決められてはならない。やはり政策そのものとして批判されなければならない。

以上から言えることは、ドッジ・ラインの實施についての批判點は、經濟安定方策が長期安定的條件の顧慮を缺いていたということにある。終戰後のインフレが好ましいものではなかつたことに異論はないが、インフレ政策に頼らなければならなかつた事情の理解を缺いたと言わなければならない。インフレ政策が意圖されたものとして續けられているときには、それは當然その役割を果し終る時期がある。インフレが經濟を破局に導くものでない限り、その政策意圖は生かされる必要のあつたことを示している。また經濟を一つの體制に作り上げ、長期の成長發展への基盤、出發點たらしめるには、計畫は十分に慎重に、そして大きな無理のないように組立てられなければならぬことを示している。長期的に財政金融を引締めることを前提とするような經濟體制は結局永續性を持ち得ない。

二 朝鮮動亂後の金融財政政策について

思われる。

(1) 動亂対策としての金融財政政策の基本問題

ドッジ・ラインは經濟安定についての意圖的政策の推進であつた。それは自主的に作られた政策によつて計畫的に進められたものであつた。そのようなものとしてドッジ・ラインは批判の對象たり得た。これに對して朝鮮動亂後では、基本條件が外部から與えられたものであり、この不確定な條件の變化に對處する政策として採られたものを批判の對象とすることになる。ことに動亂が本來短期的な事件であり、その永續性を前提とする政策は考えられない。そこにおのずからドッジ・ラインについての考慮と異なるものが存する。この差異を明らかにすることが本節の主要點となる。

次に、動亂それ自體は一時的な事件であつても、この動亂を契機とする世界經濟の體制轉化のあることを知り、それに對應する日本の政策も考えなければならない。それは動亂に直接する諸對策の一時性・機動性に對して長期性・基本性を持つものである。問題の性質は前者とその基本において異つてはいるが、現象としては同時に同一物として出てくるので、政策としては複雑なものとなり、具體的實行の困難なものとなる。それでもこの二者は區別して考えられなければならない。第一の動亂對策の主役は金融政策であるが、この新事態に應する長期計畫對策の主役はむしろ財政政策にあるように

ドッジ・ラインについての政策に對する認識と動亂についての政策に對する認識との根本的差異は、ドッジ・ラインがあつたのに對して、動亂は他からの刺激による受動的な、無計畫的な、しかも本來臨時的な性格のものであるという點にある。それ故に政策はこのような性格のものとしての動亂に對すべきであつた。動亂についての施策のすべてに對する批判の基本點でもある。

動亂が日本のすぐ隣りの朝鮮で起こつたこと、その動亂に出動した軍隊が日本を基地としたこと、それ故に動亂に関する各般の需要が日本經濟に向けられたことを前提として、そしてこの軍隊が日本を基地とするこれを日本自身が拒否できない状態に置かれていたことも考慮に入れて、これらの需要を避けることができなかつたということでこの動亂の問題を考える必要がある。

次に動亂に伴なう需要についてみると、これは特需、外需、内需に分ける必要があろう。特需は政策による統制外にあると見るべき性格が強い。この需要に關連する供給・生産は當然行われようし、またその金融も當然つけられるものと考えざるを得ない。問題は日本經濟の供給能力の存否にある。

外需の性格をみると、すでに動亂前から世界的な緊迫状態があつて、それに應じて日本の輸出も多少増加していたが、その冷戦が朝鮮で火を吹いたのであつたから、西歐諸國の軍擴への前進は決定的となり、それに伴なう輸出餘力の減少が、それらの國の輸出市場であつた諸地域の需要を他に振り替えさせ、日本に對する需要増加となつて現われたものであつた。またこの需要の中には戦亂の擴大による輸入困難を見込んだ買急ぎのあつたことも見逃すことはできない。しかしこの外需については、それを受け入れることが不可避であるという性格の特需とは異つて、これに應じるかどうかは自由であつたが、ドッジ・ライン以降の政策が輸出伸長を經濟再建達成の基本方針としていたのであるから、この外需に對して積極的に應じたのは當然であつた。ことに動亂前にはドッジ・ラインの實施に伴なう膨大な滯貨があつたことを考えても、この反應は當然であつた。

第三に内需の性格を見ると、これは特需・外需に直結するものと、この内需をも含めて需要増加——所得増加——一般消費增加、投資需要増加としてあらわれるもの、さらにそれ以上に將來の需要増加を見込んでの投資需要とに分けることができる。これら三者のあらわれ方には多少の時期的ずれもあり、また需要の内容に差がある。第一の需要は動亂の突發性、特需外需の急増という點からみて、供給力の應急的增强

の性格が強く、計畫的大規模な施設の擴張よりは、從來の施設の補改良に重點があり、投資の生產力效果の早いものが基本となる。第二の需要は特需・外需等が國內生産を刺激し、その生産に伴なう所得の增加が一般消費需要、さらに投資需要となつてあらわれるものであつて、これは急増はない。しかし漸増の力は強い。第三の需要は第一の需要によつては十分な供給力の確保が得られないか、あるいは動亂による世界經濟體制の變革に對應して、新しい觀點から經濟の發展を求めるときに積極的にあらわれるもので、金屬工業・炭礦等の合理化投資・電源開發・造船等がこれに當る。

これらの需要に對して金融・財政政策がどのように應すべきであつたかを見ることが次の課題となる。それは需要一般を量として取り上げるのみではなく、前述のようなそれぞれの需要の質に對應したものとして扱う必要のあることを示している。そしてこの突發的な事件に伴なう臨時的、短期的な増加需要を長期的な日本經濟の再建・成長にどのように效果的に結びつけるかにあつたと言えよう。すなわち、一方ではなるべく多くの特需・外需に應じてその供給を果して、外貨收入を多く獲得するとともに、動亂終結時に當然起くる需要減退時の經濟收縮に彈力的に適應しうる體制を整えつつ、この外貨收入の效果的活用によつて國內經濟の合理的成長を促し、輸出力を養い、さらに國民生活を向上させるということ

が望まれたわけである。そしてこれらの課題の達成にはおのずから順位があり、それは特需・外需のあらわれ方、量・質によつて規定されて来る。以下、動亂後の具體的政策のあとを振り返りつつ、それぞれの政策の問題點を探つてみることにしよう。

(2) 日銀ユーランス(外爲貸)について

動亂時の金融問題として、このユーランス制度の實施は、後々での影響の大きさからも、その當否の議論が多く出てゐる。しかしそれらは、あるいは動亂直後の輸入不振による物價騰貴に對する施策としての適否、あるいは動亂鎮靜後の期限切れにあらわれた輸入過剩、滯貨融資の發生等の現象面に論點を集めしており、動亂による各般の需要の増加、それに應じた日本經濟の體制の二つの性格によつて規定される問題としてこれを扱つておらず、現象的結果だけで政策の功罪を論ずる誤をしている。ユーランスをしなくとも資金の供給は他の方法で行われることは避けられなかつたであろうし、物價の騰貴はある程度は不可避であつた。また動亂の情勢變化による外需・特需の變化は當然起るものであり、それによつて貿易が多少混亂することもまた不可避であつた。問題は物價騰貴があつたことや、輸入滯貨の生じたことにあるのではなく、それらの事象がその間の、またその後の日本經濟の再建、發展にプラスしたかマイナスであつたかにある。一時的

な物價騰貴であれば、もつと強度のものでも許さるべきでもあつたかも知れないし、輸入滯貨が増大しても、商社の倒産を黙視して滯貨金融はすべきでなかつたかも知れない。臨時的な事件に對する政策の適否は、現象面だけで論ずることは當を得たものではないからである。

動亂後の特需・外需の急増が國內の諸物資を吸收し、國內の供給力ではその不足を補なうことができず、この需給の不均衡が國內物價を高めたのであるから、供給力を増し、物價騰貴を抑えるためにも輸入を促進することは必要であつたし、そのためのユーランスであつたとの考え方は、國內供給力を生産施設という點だけでなく、資源・原材料という點にまで擴げてみたときは、その供給力補充という意味でたしかに理論的な妥當性を持つてゐる。輸入が促進されなければ物資の需給關係からみても、物價が騰貴するのは當然だからである。しかしその具體的な運用については物資の面と資金需給の面で十分に計畫的に行なわれなければならぬ性格のものであつた。

輸入促進の必要を何に求めるかといふ點を物資と資金との二面で見よう。物資の面で見ることの意味は、その確保が物資需給を圓滑にするということが基本問題であつて、物價がどう動くか副次的な性格を持つという點にある。そしてこの物資の確保を國內的に進めるのではなく、輸入に頼るというの

は、臨時的な事件による需要の増加に對しては、臨時的な供給によつて充たすということを意味している。國內供給を確保しようとすれば、それだけの施設を準備する必要も生じるからである。この際の輸入物價が多少高くても、特にそれを問題にする必要はない。そして輸入はこの必要な物資の種類と量に限定される。この場合、國內物價の騰貴を抑えるためであるから、輸入はそれを果し得る量があればよい、という一般論からは結論は出ない。そこにユーランスの方法としての限界がある。

次に資金の面でみると、それは資金が放出されたことによる経済效果一般を考え、このユーランスの實施とともに他の金融面で採るべき施策の點があわせて問題となる。單獨にユーランスだけの問題として考えることは妥當でない。ことに輸出が増加し特需收入が多いことが、すでに外貨收入に應じた圓資金の放出になつていてからであつて、圓資金一般は不足している状態ではなかつたのである。資金だけについてみれば、それはインフレを促していたと言えるからである。このような條件下では、國內物價は騰貴し、輸入は促進されるはずであるから、通常ならば特に輸入促進策を探る必要はない。それでもかかわらず積極的に輸入を促進するための方法を講じようとするのであるから、その結果當然生じる圓資金の過剰状態には何らかの措置が必要なのである。この

措置は物價の騰貴を防ぐことよりも、一時的な資金過剰状態下で不測の投資需要が増大することを防ぐことに基本の目標がなければならない。この點に重點を置くならば、本來ユーランスそのものが誤りであつたとも言えるが、輸入促進が必要であつたとの前提に立つときは、中央銀行として一般の貸出とユーランスとを分けたことにはそれなりの意味があつたと言えよう。ユーランスそのものの失敗よりも、ユーランスの方法、ユーランス以外の金融の方法に問題がある。

以上の考察は動亂の發生に對處したユーランスについてであるが、動亂の擴大がもはや考えられないという可能性の下に、二六年二月に米軍が戰略物資の新規買付を停止した以後のことを考えてみよう。契約物資が日本に到着したときには世界的に物價が下り始めており、それらの高價格財貨の國內賣却も進まず、ユーランスの期限が來て、致し方なく一般貸出にこれを振り替えたことについてはどうであろうか。

この滯貨融資についての肯定論にはこういう論據があり得よう。ユーランスそのものが輸入促進策であつたから、その政策に協力して輸入を圖つたところ情勢の變化で滯貨となつたのである、政府なり日銀なりがこの滯貨についての面倒をみるのは當然である、と。もしユーランスが見境のない輸入量増加策であつたならばこの主張にも一部の理はあるが、特需・外需の急増による關連物資の不足を輸入で補うことを

主眼とするかぎり、滯貨が膨大となることはない。滯貨となる大部分は過大な思惑によるものである。またたとい滯貨が生じたとしても、特にそれだけを対象に特別の面倒を見る必要もない。業者はそれまでの輸入についてすでに十二分の保護を受け、利益を得ているのであり、しかも本来このような特別措置が臨時應急のものであつて、事態が變れば當然廢止されるることは業者自身が十分に承知していなければならぬことなのである。ユーランスは後に何も残さず思い切つて止めるべきであつたと言えよう。滯貨融資に振り替えられ、オーバー・ローリングの原因となつたということでユーランスの實施一般を誤りとする必要はない。臨機の施策は彈力的に運用し、不必要となつたときにはサッパリと廢するのが當然のことだからである。このような彈力的施策が採り得なかつた一因には、動亂後の金融一般に政策的な筋が缺けていた點を指摘する必要がある。そこで以下動亂後の國內金融政策について見ることにしよう。

(3) 動亂後の金融財政政策の方向について

ユーランスは輸入促進策であつたといふことで、それ自體には対策としての誤りはない。その運用が誤まつたとすれば、それは動亂による需要増加が臨時の短期的なものであるという點の基本認識を缺いた施策であつたことによる。同様のことは國內の金融施策一般についても言えることである。

特需・外需の増加に伴つて運轉資金需要が増し、銀行貸出が増加することは避け得ない。しかし當初はこの一方的増加があつても、この需要が充たされたことによつて得られた收入は、一部は返済され一部は企業内に留保される。それ故に次の需要に對して必要となる運轉資金は、需要の規模が増大しないかぎり初めの資金需要量を超えることはない。また外需・特需があつても、國內に供給餘力があれば多少の運轉資金増加で經濟の運營は大きな障害にぶつかることはない。しかし需要がこの供給力を超えたときに金融施策に新しい問題が加えられる。

この需要超過に對する金融施策の基本觀點は、この需要充足について、これを一時的供給力の付加で終らせるか、あるいは多少の長期的な計畫による供給力の造成を促進するかにある。もちろん一方に徹することは困難であろうし、すべての財貨について同一施策を取ることはできない。しかし基本は動亂を一時的なものと見た施策とすべきであつて、長期の政策は動亂前からの方針を基本とし、動亂によつて變化した世界の一般情勢に適應させる程度に止めなければならない。その策を採らないといふのは、動亂前の政策が基本的に誤つていたことを認めたときにだけ許される。

この二本の柱に即して金融政策の推移を見るに、ユーランスによる資金供給、外貨收入増大下の圓資金放出増加の條件

下の施策として見るとときは、金融引締の徹底を缺いていたと言わざるを得ない。二五年一一月と二六年三月の日銀の高率適用強化は、形の上では引締政策であつても、實效の少いものである。二六年一〇月によつやく公定歩合を二厘引上げたのであつたが、少くともこの公定歩合操作は三月の高率適用強化の時に行われるべきで、動亂に便乗して經濟の膨脹、事業擴張を圖ろうとする雰囲氣を鎮め、動亂によつて變化した國際情勢に對應しての新しい長期計畫を練り直す反省の機會を與えるだけの政策意圖が必要である。單に思惑資金に對する警告、オーバーローンの抑止という程度のものでは政策的效果はない。

このような主張をする理由は次のような諸問題を考慮することに基づいている。動亂による一時的な需要の急増は、この需要に關連する諸物價を騰貴させる。物價の騰貴は當然跛行的である。この需要が消滅すればこの物價の變調も正常にかえる。しかしこの需要が持續すると物價の影響は局部に止まらず一般財貨の價格を引上げ、賃金を上昇させる。いわんやこの需要増大過程に國內投資が増加すれば、物價騰貴は促進されるとともに物價一般の騰貴となり、物價水準が高い所に止つて下ることが極めて困難となる。日本の具體的事情についてみれば、特需・外需關係の諸物價は動亂後の半年に倍増しているが、同期間に國內經濟、國民生活關係の諸物價、賃

金水準は漸く一、二割の上昇でしかない。それが次の半年の間に、前者は多少上昇した後下落して、物價水準はむしろ下降しているが、後者は前の半年間以上の著しい上昇を見せ、その上昇は持続性を示している。すなわち、物價の騰貴を動亂による一時的なものに終らせることが困難となつた結果が現われているのである。

二六年に入つてからの物價の騰貴をすべて抑制すべきであつたとは思わぬし、また事實上できないものであつた。さらに動亂後の投資の中には動亂前の施策の不備を補うものもあり、さらに國際情勢の變化に對處するものもあつた。電力の増強、鐵鋼の合理化投資等はそれだと言えよう。しかしながらを生かすためにはそれだけ餘計に一般の投資は抑えなければならぬし、物價水準一般が騰貴して固定化してしまうことを避ける施策が必要であつたと言わなければならない。

また政策としての一貫性を考えるならば、ドッジ・ラインに際して強い引締政策を敢えてし、それを二五年度にも續行しようとしていたにもかかわらず、動亂という一時的な事件によつて、この基本の方針を崩してしまつたということはどういうに解すべきであろうか。政策の彈力性は事態の緊急性に對して活用されるべきものであつて基本の方針について採られるべきものではない。

二六年の上期の中には當然採られていなければならなかつ

た施策を年末近くに採つたために、施策は必要以上に強化されなければならなかつたと同時に、經濟の混亂も大きく、さ

らにこの引締を長く續けて經濟成長を無理に抑えなければならぬような結果を作つてゐる。このような事態について、多くの批判は金融政策のタイミングの不手際に向けられてゐるようであるが、そのタイミングのズレの根底に何があつたかの検討は不十分なのはなかつたろうか。その検討の點では財政施策についても同様のことが考えられてよい。

財政施策には金融政策のような機動性は求め得ないが、二五、二六年度の財政計畫がこれまでに述べたような觀點から立てられ、運用されたかについては検討の餘地がある。二五年一二月から開始された預金部資金による金融債引受、二六年二月の日本輸出銀行の設立、これに次ぐ日本開發銀行の設立等は、その基本的目的には反対の理由はないが、この動亂期に活動した機關としての機能には問題がないとは言えない。

また二六年度の財政の計畫は總合收支均衡であつたが、それだから財政は中立的で誤りがなかつたとは言えない。その實行において二六年中は金融引締に調子を合わせて、動亂という臨時事件によつて攬亂された經濟を早く正常な體制に戻し、その上で新しい目標に向かつて再建成長の道を歩く日本經濟を考えるべきではなかつたかと思われる。

結語

以上、ドッジ・ラインと動亂の時期の金融財政政策について批判を試みた。私はこの二期の金融財政問題の中に全般的な問題の基本性格が示されていると考える。金融財政の問題は單に資金の需給關係としてだけで、また貨幣の問題としてだけで見ることはできない。常に經濟全體の問題の貨幣的、資金的あらわれとして見なければならない。

經濟の正常化を個々の部門についてこれを見るときでも、その個々の部門を通して經濟全體を考えるという基本態度がなければ、その正常化方策は結局どこかで破綻し、正常化としての實をあげることはできなくなる。たといその部門だけが正常化しも、他の部門の正常化をゆがめることになつたならば、それは正常化の名に値しない。

そして、あらゆる施策はその根本に長期的、計畫的なものが必要であるとともに、その實行過程において短期的、臨機の措置が彈力的に行なわれることが必要である。そしてこの兩者は實行上混亂しやすいものであることも知る必要がある。このような一見單純平易なことを強調しなければならないのが戦後一〇年餘の歴史の現實のように思われる。